

【2月14日開催】川崎市建築士太陽光説明制度説明会における質疑応答について

No	質問	回答（見解）
1	スライド 16～21 に記載されている説明書面リーフレットは建築主が説明を求めた際に使用するリーフレットという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
2	事前相談時（契約前）の建築士が建築主へ行う説明の意思確認時のリーフレットは別途作成されるのか。	意思確認時のリーフレットを作成する予定はございません。必要に応じて、説明書面（リーフレット）などをご活用いただきながら意思確認を行ってください。
3	説明を要しない旨の意思表示があった場合、記録はどのように残したらよいか。	リーフレット表面に建築主の氏名等を記載いただく箇所の下部に「太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り」の記載欄がありますので、そちらに日付を記載し、建築士の方が保管を行ってください。（スライド 19 参照）
4	説明書面の提出などの期間はあるか。	説明書面の提出は求めておりません。ただし、建築主への説明後、建築士の方は、説明に用いた書面等を説明の日から3年間保存を行っていただく必要があります。
5	書類の保存が建築士事務所ではなく建築士個人になっているのはなぜか。また、退職した場合などどのような取扱いとなるか。	本制度は、建築物の設計を担った建築士を制度対象者として説明、書面等の保存まで行っていただくことを想定し、制度構築を行ったものです。 退職した場合でも対象となる建築士の方が書面等の保存を行うことが原則とはなりますが、退職された建築士の業務を引き継いだ建築事務所等で保存いただいても差し支えありません。
6	中小規模建築物の制度2の報告義務の報告内容は説明義務の内容と関係しないのか	本制度（説明制度）と、制度2（中小規模建築物への設備導入制度）の報告義務は関係がありません。
7	建築物省エネ法の再エネ設備利用促進区域の制度と本条例の関係を教えてほしい。	本制度は市の条例に基づく制度となり、建築物省エネ法と直接的な関係はありません。 建築物省エネ法に基づく建築物再エネ利用促進区域制度は、建築士の説明義務や建物の形態規定の緩和などの再エネ利用設備設置を促進するための措置を講ずることが可能となるものですが、本市では、本条例に基づき、建築士の説明義務について令和6年4月から運用開始を予定しており、太陽光発電設備等の導入制度も令和7年4月から運用開始を予定していることから、制度活用の必要性も含め、所管部局と連携し、検討してまいります。
8	川崎市は、建築物省エネ法による再エネ設備利用促進区域を指定（条例制定）する予定はあるか。	建築物省エネ法に基づく建築物再エネ利用促進区域制度は、建築士の説明義務や建物の形態規定の緩和などの再エネ利用設備設置を促進するための措置を講

		<p>ずることが可能となるものですが、本市では、本条例に基づき、建築士の説明義務について令和6年4月から運用開始を予定しており、太陽光発電設備等の導入制度も令和7年4月から運用開始を予定していることから、制度活用の必要性も含め、所管部局と連携し、検討してまいります。</p>
9	説明義務制度の説明紙面を用意される予定はあるか。	<p>市での印刷予定はありません。 市HPにデータを公開いたしますので、必要に応じて印刷をお願いいたします。</p>
10	説明後、搭載容量が変わった場合、変更した資料を説明義務はありますか？	<p>改めて説明を行っていただく必要はありません。 なお、本制度は説明制度であり、建築主への説明後、必ず設置を求める制度ではありません。</p>
11	リーフレットの配信はいつ頃を予定しているか。	<p>3月上旬に市HPへの掲載を予定しています。掲載後、説明会に参加された皆様にお知らせいたします。</p>
12	建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合に資格は必要か。	<p>資格は求めておりませんが、説明に当たり、建築士と同様の説明ができる方が行っていただく必要があります。</p>
13	提出を要さない説明書類を3年間保管する目的は何か。	<p>市による制度履行の確認などを行うことを想定しております。また、建築士の方の負担に配慮し、保存期間を3年間としています。</p>
14	リーフレット上の面積計算において、北面の屋根を除外しているが北面とする範囲は決まっているのか。	<p>南面等屋根以外の範囲を北面とします。 南面等屋根とは水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根をいいます。</p>
15	北面屋根とは北から何度までをいうのか	<p>北から東西に90度未満の範囲が北面屋根となります。水平屋根は北面になりません。</p>
16	委託契約前までに説明をすれば良いとの認識ですが、建築士法の重要事項説明と同じタイミングでも問題無いか。	<p>重要事項説明のタイミングで説明いただいて構いません。</p>
17	制度施行は、R6.4月とあるが、4月1日、となるか。 また、その日付は、何を起点となるか。(工事着手日か。確認申請提出日か。)	<p>制度施行は令和6年4月1日となり、その日以降に、設計の委託をした(設計契約を締結した)建築主の方に対して、建築士から説明を行っていただく必要があります。</p>
18	設置が向かない理由とはどのようなものを想定しているか。	<p>屋根の向きが日射量の少ない北面に向いている場合や、近隣の環境により、建築物に影が掛かるなどの場合など、太陽光発電設備の効果が十分に発揮できない状況を想定しています。</p>
19	建設業者に25~30年以上使えるなどと説明させたとき故障時にクレームが来るのは建設業者ではないか。リーフレットはあくまでも川崎市が想定していることを説明するで	<p>説明書面の作成は本市で行っていることを伝えながら説明いただいて構いません。 なお、本制度は説明制度であり、説明を行った全ての建築物に太陽光発電設備設置をしなければならない</p>

	よいか。	<p>ものではありません。</p> <p>設置に当たっては、設置事業者から建築主等に設備の説明を適切に行っていただく必要があると考えています。</p>
20	中小規模建築物への太陽光発電の設置の義務の年間一定量とはどの程度か。	一定量とは、工事施工者として市内に新築する建築物の床面積の合計で5,000㎡以上となります。
21	中小規模の太陽光の設置義務の事業者のくくりは、設計事務所登録と考えてよいか。ハウスメーカーでは、一企業にいくつかの設計事務所登録がありますが、その場合の一定量の換算のくくりがどうなりますでしょうか？	中小規模建築物への太陽光発電設備導入制度（制度2）の制度対象者は「工事施工者」とし法人単位となります。建物を設計した設計事業所に関係なく、工事施工者として1年間に市内に新築した延床面積2,000㎡未満の建築物の床面積を合計していき、5,000㎡以上となる場合は、制度2の対象者となります。
22	制度2のお話になるのですが、太陽光積載義務除外の屋根の規定が東京都のものより厳しくなっており、2KW積載が難しい場合が多くなりそうなのですが、除外規定を見直すことは考えておりますでしょうか。	制度2につきましては、全ての新築建築物に太陽光発電設備2kWを積載する必要の無い制度としておりますので、現在、除外規定を見直すことは考えておりません。